

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会  
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)  
平成 28 年 7 月 6 日 答申分

## ○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

厚生年金保険関係 2件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 2件

国民年金関係 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1501051号  
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1600072号

## 第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和52年12月30日から昭和53年1月1日に訂正し、昭和52年12月の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

昭和52年12月30日から昭和53年1月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る昭和52年12月30日から昭和53年1月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和22年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和52年12月30日から昭和53年1月1日まで

私はA社に継続して勤務し、請求期間の頃は同社B工場に勤めていたが、請求期間に係る厚生年金保険の被保険者記録がないので、調査の上、記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

A社から提出された回答文書、在籍期間証明書及び人事記録並びに雇用保険の被保険者記録により、請求者は昭和44年に同社に入社し、平成21年に退職したことが確認できることから、請求者が請求期間において同社に勤務していたことが認められる。

また、A社は、請求者が同社に勤務した期間のうち、請求期間に係る厚生年金保険料のみが給与から控除されなかった可能性、事情等はないと思われる旨回答している上、複数の同僚は、請求者は請求期間において厚生年金保険に加入し、給与から厚生年金保険料が控除されていたと思う旨陳述している。

これらを総合的に判断すると、請求者は、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、請求期間に係る標準報酬月額については、昭和52年11月の厚生年金保険の記録から22万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かに

については、A社は、当時の資料は保管しておらず不明と回答しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1501052号  
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1600071号

## 第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和52年12月30日から昭和53年1月1日に訂正し、昭和52年12月の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

昭和52年12月30日から昭和53年1月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る昭和52年12月30日から昭和53年1月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和22年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和52年12月30日から昭和53年1月1日まで

私はA社に継続して勤務し、請求期間の頃は同社B工場に勤めていたが、請求期間に係る厚生年金保険の被保険者記録がないので、調査の上、記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

A社から提出された回答文書、在籍期間証明書及び人事記録並びに雇用保険の被保険者記録により、請求者は昭和44年に同社に入社し、平成19年に退職したことが確認できることから、請求者が請求期間において同社に勤務していたことが認められる。

また、A社は、請求者が同社に勤務した期間のうち、請求期間に係る厚生年金保険料のみが給与から控除されなかった可能性、事情等はないと思われる旨回答している上、複数の同僚は、請求者は請求期間において厚生年金保険に加入し、給与から厚生年金保険料が控除されていたと思う旨陳述している。

これらを総合的に判断すると、請求者は、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、請求期間に係る標準報酬月額については、昭和52年11月の厚生年金保険の記録から20万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かに

については、A社は、当時の資料は保管しておらず不明と回答しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1600005号  
厚生局事案番号 : 関東信越(国)第1600016号

## 第1 結論

昭和53年4月から昭和59年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和26年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和53年4月から昭和59年3月まで

請求期間当時、自分はA県B市に住んでいたが、住民登録は実家のC市に残したままであった。請求期間に係る国民年金保険料については、詳細は不明だが、父が、昭和53年4月頃にC市役所で私の国民年金の加入手続をした後に納付したと、父から聞いたことがある。調査の上、請求期間を国民年金保険料納付済み期間に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者は、請求者の父が、昭和53年4月頃に請求者に係る国民年金の加入手続を行い、その後、請求期間に係る国民年金保険料を納付したと陳述している。

しかしながら、請求者が昭和60年4月に請求者の父から渡されたとしている年金手帳に記載された国民年金手帳記号番号は、その前後の任意加入被保険者の資格取得日から、昭和59年3月の加入手続により払い出されたと推認されることから、請求者の父が昭和53年4月頃に請求者に係る国民年金の加入手続を行ったとは考え難い。

また、請求者に係る国民年金の加入手続が行われたと推認される昭和59年3月の時点で、時効により、請求期間のうち昭和53年4月から昭和56年12月までの期間に係る国民年金保険料は納付することが不可能である上、請求期間のうち昭和57年1月から昭和59年3月までの期間に係る国民年金保険料は納付が可能であったが、請求者の父は既に亡くなっており、請求者自身は請求期間に係る国民年金保険料の納付に関与していないとしていることから、当該期間に係る国民年金保険料の納付状況は不明である。

さらに、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより氏名検索を行い、請求者に別の国民年金手帳記号番号が払い出されているか調べたが、該当する記録は見当たらなかった。

加えて、請求期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定

申告書等) はなく、ほかに請求者が請求期間に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1501046号  
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1600073号

## 第1 結論

請求期間①について、請求者のA事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間②について、請求者のA事業所における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和26年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和57年5月から昭和59年11月21日まで  
② 昭和59年12月19日から昭和60年2月まで

厚生年金保険の記録では、A事業所での資格取得日が昭和59年11月21日、資格喪失日が同年12月19日となっているが、昭和57年5月から昭和60年2月まで勤務し給与から厚生年金保険料を控除されていたので、請求期間①及び②を被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 判断の理由

請求期間①について、A事業所に係る複数の同僚の陳述により、期間の特定はできないものの、請求者が同事業所に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、オンライン記録及び事業所名簿検索システムによると、A事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和59年11月21日であり、同日より前に同事業所が厚生年金保険の適用事業所であったことは確認できない上、前記オンライン記録においても同日に請求者を含む5人が一斉に被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、A事業所が適用事業所となった日に被保険者資格を取得した請求者以外の4人に自身の給与からの厚生年金保険料の控除について照会したところ、3人から「適用事業所となる前は控除されていなかった。」との陳述が得られたほか、同事業所は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、元事業主は、当時の資料はなく、請求者の請求期間①に係る給与からの保険料控除について不明と陳述している。

請求期間②について、雇用保険の加入記録及びA事業所に係る複数の同僚の陳述により、請求者が同事業所に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、A事業所は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、元事業主は、



当時の資料はなく、請求どおりの厚生年金保険被保険者資格に係る届出をしていたか、請求期間②に係る厚生年金保険料を請求者の給与から控除していたかについてはいずれも不明と陳述している。

また、オンライン記録で請求期間②に厚生年金保険の被保険者記録がある4人に照会したが、いずれの者からも請求者の請求期間②に係る厚生年金保険料の控除等について具体的な陳述を得ることはできない。

このほか、請求者の請求期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。